

令和3年5月臨時会 総務委員会（事前）

令和3年5月19日（水）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

高井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時23分）

これより、未来創生文化部関係の調査を行います。

この際、未来創生文化部関係の5月臨時会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

【報告事項】

- 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料1）

上田未来創生文化部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、5月臨時会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和3年度一般会計補正予算案でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る時短要請及び緊急事態宣言の延長に伴う県民、事業者の皆様への支援と感染拡大抑止を図る緊急対策として、所要の予算措置を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり、9,286万4,000円の増額をお願いいたしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、197億1,331万円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

男女参画・人権課でございます。

目名、青少年女性対策費の摘要欄①、アのコロナに負けない！女性つながりサポート事業では、孤独、孤立により不安を抱える女性を支援するため、オンライン相談や訪問支援を実施するとともに、居場所づくりや生理用品の提供等を行う経費として1,500万円を計上しております。

男女参画・人権課の補正後の予算総額は6億2,226万1,000円となります。

3ページを御覧ください。

次世代育成・青少年課でございます。

目名、児童福祉総務費の摘要欄①、アの退所児童自立支援資金貸付事業では、児童養護施設等を退所した児童に対し、住居費や生活費等の貸付けを行う貸付原資を積み増す経費として7,786万4,000円を計上しております。

次世代育成・青少年課の補正後の予算総額は112億9,707万3,000円となります。

今議会への提出予定案件は以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）についてでございます。

お手元にお配りの資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、県福祉事務所管内に住所を有する児童扶養手当受給者をはじめとして、2、支給対象者の①から③に該当する方に対しまして、児童一人当たり5万円を支給するものでございます。

4、支給状況につきましては、①の児童扶養手当受給者には、4月分の支給日である5月11日に合わせて支給済みであり、支給対象児童数は2,173人、支給総額は1億865万円となっております。②及び③に該当する方につきましては、申請のあった方から速やかに支給することとしております。

5、危機管理調整費の執行実績額ですが、予算額が事務費を含めて1億4,400万円のところ、現在1億865万円が執行済みとなっております。なお、②及び③に該当する方の申請期限につきましては、6、申請期限にありますとおり、令和4年2月28日までとしており、早期の支給に向けましてしっかりと広報に努めてまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川委員

退所児童自立支援資金貸付事業についてお伺いしたいと思います。

今、部長より説明がありましたが、貸付原資を積み増すということでございますので、内容について具体的にお聞かせいただきたいと思います。

山名こども未来応援室長

井川委員より、退所児童自立支援資金貸付事業の具体的な事業内容につきまして御質問を頂きました。

まず、事業の目的といたしましては、児童養護施設や自立支援ホーム等を退所し、就職や大学等に進学された児童は、保護者からの援助が受けられず安定した生活基盤の確保が困難な場合や新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し経済的に厳しい状況がある

ことから、家賃や生活費などを無利子で貸し付ける退所児童自立支援資金を拡充しまして退所児童の円滑な自立を支援するものでございます。

具体的な事業の内容といたしましては、就職により児童養護施設等を退所した方であって、保護者等がない、保護者からの養育拒否等により住居や生活費などの安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる方につきまして、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額として、月額上限2万9,000円程度の家賃相当額を2年間貸し付けいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で内定取消しや休業等によって収入が減少し、経済的に厳しい状況にある方につきましては、令和2年度からの追加措置といたしまして、家賃支援額の貸付期間を1年間延長して3年間、新たに生活費の貸付けといたしまして1年間、月額8万円を貸し付けいたします。

進学された方につきましては、家賃支援金の貸付けにつきましては、貸付額、貸付期間とも就職された方と同様ですけれども、貸付期間につきましては、正規の修学年数となります。生活費の貸付けにつきまして、一般の場合は月額5万円を貸し付けるのですが、コロナの場合におきましては月額8万円と3万円拡充されております。

3番目に、資格取得希望者ということで、例を挙げますと運転免許などの資格取得に要する費用の実費といたしまして上限25万円、これは退所された方ではなくて入所中から貸付けを受けることができます。

この貸付けにつきましては、先ほど申し上げました無利子ということになりまして、一定の条件を満たしますと返還の免除をいたします。

就職された方につきましては、就職した日から5年間継続して就業された場合、進学者の方につきましては、卒業後1年以内に就職され5年間継続して就業された場合、資格取得の場合は、就職した日から2年間継続して就業された場合に返還の免除となります。

貸付事業の具体的な説明につきましては以上となります。

井川委員

私も、特に里親というのですか、非常に関心を持たせていただき、以前にも一般質問でお伺いさせていただきました。

18歳で里親の元やいろんな施設から出て、特に、こんなコロナ禍でありますので、みんな生活的に不安も抱えていると思います。大変だと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響によって生活費が増え、不安を抱えている社会的養護経験者、ケアリーバーが3割を超えていると厚生労働省が4月に公表したと、新聞報道もされておりました。また、そういう皆さん方の進学率も8割が中卒、高卒で、大学へ進めるのは1割ぐらいしかいないということが報告されておりましたので、非常に厳しい現状だと私も感じているところであります。

経済的に困難な状況に置かれた若者にとって、自立の基盤となる生活費への支援が非常に大事だと思います。

この貸付事業の現在の貸付状況についてお伺いしたいと思います。

山名こども未来応援室長

井川委員より、貸付状況につきまして御質問を頂きました。

この貸付事業は平成28年度から開始させていただいておりまして、令和2年度までの貸付けの実績は、貸付人数が44名、貸付金額は3,247万4,120円となっております。

令和2年度の貸付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況や、それから年ごとに対象年齢に達する児童数に差があることもありますけれども、新たに令和2年度は20名に貸付けを決定しておりまして、前年度と比較いたしまして14名ほど増加している状況でございます。

先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症の関係もあるかと思うのですが、全ての貸付けの受付を年1回とさせていただいていたものを、制度の拡充によりまして、随時に受け付けして選考させていただくというふうに変更させていただきましたので、それも踏まえて貸付件数の増加にもつながったのではないかと考えております。

また、今年度につきましても、昨年度と同様に随時受付をさせていただく予定でございます。

井川委員

ケアリーバーが経済的に自立して安定した生活を送るためには、退所前からの適切なサポートが必要であると思います。児童養護施設などでは、退所を控えた児童に対して具体的にどのような自立へのサポートを行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

山名こども未来応援室長

井川委員より、退所を控えた若者への事前のサポートにつきまして御質問を頂きました。

委員のお話のとおり、ケアリーバーである児童が地域社会において自立した生活を送るためには、退所前からの支援が大変重要でございます。そのため、各施設では退所を控えた時期から支援制度を有効に活用できるように、学校や職業訓練機関、企業、職業安定所などの関係機関と連携いたしまして、より身近な立場からサポートを行っておるところであります。県におきましても各施設に対して自立支援を専任して行う自立支援担当職員の配置について、国の制度に基づきまして加算するなど、積極的に推進させていただいているところでございます。

さらに、施設で暮らす子供や退所された児童の生活を支援するために、徳島県社会福祉士会に業務を委託いたしまして、徳島駅近くに相談室を設置しておりまして、特に退所を控えた児童への支援といたしまして、必要な生活技能などを習得するための講習会などの開催、進路や就職活動に関する相談に応じて、専門委員会への面接の付き合い支援など行っております。また、入所施設と連携した子供同士の交流の場の活動などを実施いたしております。

また、今回の貸付けの申込みを行った児童には、相談室に配置しております支援コーディネーターが、必ず継続支援計画表というものを作成しまして、経済的な自立に向けた支援を行うこととしております。

今後とも、助けを必要としている児童に確実に支援が届くようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

虐待や貧困などの様々な事情によって保護者の支援が受けられず不安定な生活を強いられている上、今のコロナ禍で更に経済的に厳しい状況に置かれていると思います。みんな同じような教育環境、生活活動ができるようにと、我々も一生懸命考えていかなければいけないと思っているところであります。

家賃や生活費など、生活する上で大事な基盤を支えるこの貸付制度を有効に活用してもらえようしっかりと周知することは大事だと思います。いろんな取組はよく分かっているのですが、もう少し踏み込んだ周知というのも必要ではないかと思いますので、確実に支援を届けられるようにということで頑張っていたきたいと思います。

元木委員

私からは、コロナに負けない！女性つながりサポート事業についてお伺いさせていただきます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は1年以上長期にわたっておりまして、不要不急の外出制限の影響などにより、特に男性に比べますと女性の精神や身体面への深刻な影響が顕在化している現状があるものと考えられます。

今回の事業対象となっております孤独、孤立で不安を抱える女性や生理の貧困の状況にある女性について、県内の現状はどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

飯田男女参画・人権課長

ただいま元木委員から、コロナに負けない！女性つながりサポート事業の対象でございます、孤独、孤立で不安を抱える女性、また生理の貧困の状況にある女性についての状況ということでお尋ねがございました。

今回、国を挙げて孤独や孤立に対応することとなったきっかけの一つに、自殺者の増加がございます。国で申しますと昨年の自殺者数は、経済的困窮などを背景にいたしまして、2万1,081人と11年ぶりに増加したところでございます。特に女性については15.4パーセント増えたといった状況でございます。

そして、厚生労働省が分析いたしましたところ、孤独感が原因、動機となった自殺者は、前年比31.5パーセント増であったというデータがございます。

また、本県におきましても御承知のとおり、令和2年の県内の女性の自殺者数は40人になっておりまして、男性が8人減少している一方で女性が6人増加しているといった現状がございます。

この孤独や孤立で不安を抱える女性につきましては、例えば同居人がいても孤独を感じるといったことがあるように、なかなか定義付けが難しい上、主観的な気持ちであること、またその程度も個人まちまちであることから線引きも容易ではない部分がございます。対象の定量的な把握というのは難しい部分があるのですけれども、先に御説明申し上げたような状況から、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県内においても孤独や孤立で不安を抱える女性が一定数存在し、しかも増加傾向の可能性もあるというふうに捉えているところでございます。

次に、生理の貧困の状況についてです。

今年2月、3月から全国的にも話題となっております、いわゆる生理の貧困の背景には、一番大きい原因といたしましては、経済的状況の悪化により購入ができないといったような部分がございます。

県内の雇用に係る状況につきましては、例えば、3月2日に公表されました直近の数字で、昨年10月から12月におけます本県の完全失業者は9,000人となっております、令和元年、前年同期から4,000人増加といった状況がございます。また、7月から9月の前期からも1,000人の増加といった状況がございます。

非正規の雇用の関係で申しますと、労働力調査の各都道府県の状況は出ておりませんが、全国的に見ますと2020年の平均で2,090万人の非正規職員、従業員がいるのですが、75万人減少しており、その減少のうち女性は50万人の減少になっているといったような状況がございます、経済的な状況が悪化しているといったことが県内においても見て取れるところでございます。

そうした中で、今年3月、国内の高校や大学に在籍する学生を対象といたしました民間団体の調査結果によりますと、20.1パーセント、5人に1人の方が金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがあるといった回答がありまして、全国的にいわゆる生理の貧困が大きな課題として認識されたところでございます。

県内の子ども食堂の運営や大学生への支援を行うNPOに聞き取りを行いましたところ、子供を持つ母親、特にシングルマザーにおきましてパートがなくなるなどの収入減少がある中で、子供の生活用品を優先するために母親自身の生理用品の購入が後回しになるといったような状況、また女子大学生であれば、コロナ禍においてバイトのシフトが減少したり、またバイトそのものがなくなったり、親からの仕送りが減るといった収入の減少に加えまして、マスクやアルコール消毒液の購入などが負担となり、最終的に人目に触れない生理用品の購入が後回しになるといった実態があると聞いておりまして、新型コロナウイルスの影響で経済的に大きな要因といたしまして、生理の貧困の状況が県内においても顕在化してきているというふうに考えているところでございます。

元木委員

県内の女性を取り巻く状況について、自殺者の状況、雇用の問題、ひとり親の家庭の問題等、幅広い観点から御答弁を頂いたところであります。

私自身も地元で暮らす中で、コロナ禍によりまして所得格差の拡大、生活水準の格差の拡大が起こっておるのではないかとこのことを心配しております。エッセンシャルワーカーをはじめとして、労働者としての尊厳を保ちながら生活していける、現在の社会情勢に対しても絶望を感じる方が少しでも減っていくような取組が必要なのではないかと感じておりまして、今回の事業は本当に有効な事業でないかと思っております。

生理用品の提供先については学校を想定しておるということでございますけれども、高等学校はもとより、中学校や小学校などへの提供も想定しているのかお伺いさせていただきます。

飯田男女参画・人権課長

ただいま元木委員から、生理用品の提供先についての御質問を頂いております。

今回の提供につきましては、いわゆる生理の貧困の状況にある方に社会福祉協議会、学校、それから子ども食堂などを通して生理用品の提供を行う。もちろんそれだけではなく、相談の実施や相談窓口の案内など、次の支援につなげるといった真の目的がございます。

お尋ねの学校につきましては、県内の小学校や中学校、中等教育学校や高校、特別支援学校、先ほどの委員会でもございました大学や専修学校や高等専門学校などにおきましても、広く提供ができるような体制を整えていけたらと考えているところでございます。

元木委員

近年は御承知のとおりSDGsですとか環境問題、健康問題への関心も高まっておりまして、是非教育委員会等と連携する中で、生理用品の適切な利用についての啓発も併せて行っていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

また、この事業が単なる生理用品の配布で終わってしまわないように、一過性のものにならないように、今後どのようにこの事業を進化させていくのか、お伺いさせていただきます。

飯田男女参画・人権課長

この事業の継続性と申しますか、どのように取り組んでいくのかといったところについて御質問を頂きました。

先ほども少し申し上げましたように、本事業の趣旨を申しますと、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響が長期化する中におきまして、望まない孤独や孤立によって困難や不安を抱えている女性に支援を届けるため、生理用品を支援へとつなぐきっかけといたしまして、必要とする方に支援を行い、状況に応じて関係機関につなぐなど、次の支援につなげていくといったことによりまして、社会とのつながりを取り戻していただき安心して暮らしていただくための事業となっております。

生理用品をただ配布する、提供するといったことだけではなく、その生理の貧困の背景にあるお困り事を何とかキャッチいたしまして、それを解消するための継続的な支援につなげていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

是非、今回の事業をきっかけとして、もっと踏み込んだ抜本的な問題に光を当てていただいて、少しでも女性の課題が解決されるように取組を進めていただきたいと思う次第でございます。

今回、臨時議会で5月補正ということで提出していただいておりますのは、正にこの課題にスピード感を持って取り組んでいくという県の意思表示であると感じておりますけれども、今後どのような事業スケジュールで取り組んでいくのかお伺いさせていただきます。

飯田男女参画・人権課長

この事業の実施スケジュールについてのお尋ねであったかと思います。

この事業につきましては、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用することとしておりまして、交付金の交付決定が現在のところ6月下旬の予定となっております。

今般の新たな追加措置でありますつながりサポート型というのは、NPOをはじめとする民間団体に事業を委託することが要件となっておりますので、この交付決定後速やかに公募を開始するなど、委託事業者の選定作業に取り掛かりたいと考えております。

元木委員

新型コロナウイルス感染症は人と人とのつながりを断ち切らせてしまう可能性を持っておりまして、その結果、社会的な孤独、孤立の問題が深刻化していく可能性もございます。精神面で不安を抱える女性が社会につながることは重要であると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

梶原委員

今、元木委員からお話がありました生理用品の配布につきましては、国のほうにも切実な声がたくさん届いております。本当にデリケートな問題ですので、きめ細かなサポート、周知をしていただければと思っております。

あと、このコロナに負けない！女性つながりサポート事業の中で、ピアサポーターを活用した事業を四つ出されておりますけれども、アウトリーチ支援事業は、ピアサポーターさんが訪問して関係機関へ同行するという、非常に労力の要る作業を担うということだと思うのですが、この辺がスムーズに実行できる体制づくりをこれからどのように行っていくのか教えていただきたいと思います。

飯田男女参画・人権課長

ただいま梶原委員から、コロナに負けない！女性つながりサポート事業のピアサポーターを整えていく体制づくりについて御質問を頂いたところでございます。

このサポート事業は大きく五つの事業内容で構成しております。その中の一つにピアサポーター養成業務ということで、このサポーターを養成するための研修を実施することといたしております。

受託事業者任せきりにするのではなくて、県としてしっかりとスキルが蓄積されるような内容の研修を行うことによりまして、今委員からお話がありましたようなアウトリーチもしっかりできるようなピアサポーターを育てていけるように整えてまいりたいというふうに考えております。

梶原委員

先ほどお話もありましたけれど、女性の自殺数が増加していますので、本当に早急な体制づくりが必要だと思うのです。同じような立場や境遇、経験等を持つピアサポーターに、こうした重たい作業に当たっていただくということは、ピアサポーター養成業務と書いてはありますが、そんなに簡単なことではないと思うのです。

自殺される女性も増加している中で、本当にスピード感を持ってやらなければいけないと思うのです。

このオンライン相談業務、アウトリーチ支援業務について、いつぐらいのスタートを目指してやられているのか教えていただきたいと思います。

飯田男女参画・人権課長

梶原委員から、いつぐらいのスタートを目指していくのかという御質問がございました。

先ほど元木委員の御質問にもお答えしたところでございますが、内閣府の交付決定が6月下旬ということになってございますので、6月下旬に国の交付決定を受けた後に、すぐに委託事業者の選定に掛かりまして、そして委託業者が決まればその研修内容について早急に詰めさせていただきまして、夏頃の研修実施ということにしていければと考えております。

梶原委員

6月下旬で国のほうの決定がなされてそれからということで、非常に遅いなという感じがするのですが、県としてもやれることはしっかりやっていただいて、なるべく早くスタートできるようにお願いしたいと思います。

最後にもう一つ、ピアサポーターさんは随分時間を取られると思うのですが、ピアサポーターさんへの報酬といったものはどういうふうになっているのか教えてください。

飯田男女参画・人権課長

梶原委員より、ピアサポーターの報酬面についての御質問がございました。

今回の事業のオンライン相談業務、アウトリーチ同行支援業務の中には相談スタッフの人件費というものを入れさせていただいております。こちらから拠出することによりまして、決してボランティアではなく、御負担なくこの作業に当たっていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

梶原委員

しっかりやっていただければと思います。

最後に、退所児童自立支援貸付事業で1点だけ伺います。

一定期間就業を継続した場合と書いてありますが、この一定期間というのはどれぐらいですか。

山名こども未来応援室長

梶原委員より、退所児童自立支援資金貸付事業の返還免除の要件について御質問を頂きました。

返還免除の要件として、進学を機に退所され貸付けを受けられた方については、卒業後1年以内に就職されて5年間継続して就業された場合、就職を機に退所された方で貸付けを受けられた方につきましては、就職した日から5年間継続して就業した場合、資格取得の経費については、就職した日から2年間継続して就業した場合ということとさせていただいております。

梶原委員

今までは返還の免除を受けた方の人数は、どれぐらいおられるのですか。

山名こども未来応援室長

この事業は平成28年度に創設させていただいておりまして、まだ実際に返還が生じた例がございません。今はずっと貸付けを続けている状況でございます。

梶原委員

いい制度だと思いますので、制度をより使いやすい制度になりますように取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

高井委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、未来創生文化部関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（12時00分）